

年金積立金の運用業務に従事する役職員・資産運用委員会委員行動規範

国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）では、外部学識経験者等からなる資産運用委員会へ諮問し、年金積立金の運用業務に従事する役職員及び資産運用委員会委員が遵守すべき行動規範を定めました。

私たちは、連合会の事業運営が組合員等の受益者、利用者及び社会からの信頼の上に成り立っていることを自覚し、次に掲げる行動規範に従い行動します。

1 信頼の確保とサービスの向上

私たちは、連合会に対する組合員等の受益者、利用者及び社会からの信頼の確保に努めるとともに、組合員等の受益者及び利用者に対するサービスの向上に努めます。私たちは、積立金の管理・運用の状況等について、組合員等の受益者に対し、よりわかりやすい情報を適切に公開します。

2 信用失墜行為の禁止

私たちは、連合会に対する信頼を損なう行為及び疑念・不信をまねく行為を行いません。

3 使命・責任の自覚と公正・誠実な行動

私たちは、職務に対する使命・責任を自覚するとともに、公正・誠実に行動します。

私たちは、積立金の管理・運用において、フィデューシャリー・デューティー※を負っていることを認識し、積立金が組合員等から徴収された保険料等の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意した上で、専ら組合員等の受益者の利益のために管理・運用を行います。

※ 受託者が負うべき義務のほか、他者の信認に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い様々な役割・責任

私たちは、本行動規範の精神を正しく理解し、プロフェッショナルとしての高い職業倫理を維持しつつ、公正に職務を遂行します。

私たちは、積立金の管理・運用に関する業務について、国内外における公正な取引慣行を尊重し、すべての取引関係者に対して公正に接するとともに、アカウンタビリティ（説明責任）を徹底し、情報開示を行います。

なお、資産運用委員会委員においては、その責任を果たすにあたり、所属する機関の利益を考慮しません。

4 コンプライアンスの確保

私たちは、法令及び連合会における諸規程を遵守するとともに、社会規範を尊重して行動します。

私たちは、法令等に違反する行為や不正行為（違反等が生ずるおそれを含む。）を発見したときは、公益通報制度も利用し、迅速に連合会に報告します。

連合会は、万一、法令等に違反する行為や不正行為があった場合には、必要な調査を実施し、是正及び再発防止のための措置を講じます。

5 公私の峻別

私たちは、自らの職務、地位を私的な利益のために利用しません。

私たちは、積立金の管理・運用に関する業務において知り得た非公表の投資方針や投資行動などの秘密を厳しく管理し、私的利用や不正流用をしません。

また、自らの情報発信（取材対応、講演、出版、ソーシャルメディアの利用等の対外的活動）の全てが連合会の信用に影響を与えることを常に認識して行動します。

6 個人の人権・人格の尊重

私たちは、個人の人権・人格を尊重し、差別やセクシュアルハラスメントなど個人の人権・人格を損なう行為を行いません。

7 個人情報・機密情報の適切な管理

私たちは、職務上取り扱う個人情報・機密情報を適切に管理します。

8 反社会的勢力による介入の排除

私たちは、反社会的勢力による介入を排除するとともに、利益供与等の一切の関与を行いません。

9 風通しの良い職場づくり

私たちは、お互いに必要な情報を共有し、相談し合える風通しの良い職場をつくれます。

10 適正な業務の執行

私たちは、業務の効率的な運営と質の向上に努めます。また、日々変化していく運用環境の中、一人ひとりが常に自己研鑽に励み、知識・経験を積み重ねて専門性の向上を図ります。